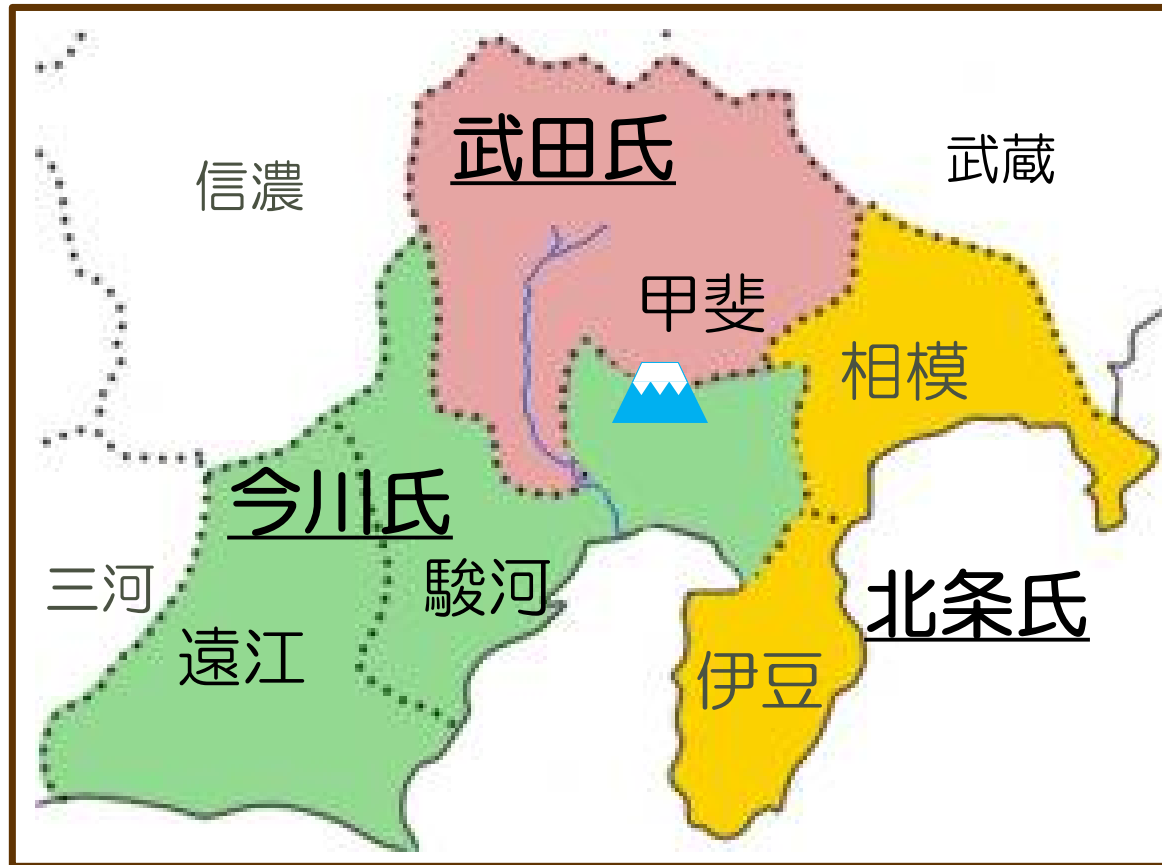


古文書から読み解く 戦国大名武田氏と富士宮

教育委員会文化課 高橋菜月



戦国時代の富士宮



天文6～14年(1537～45)にかけて、「河東」(=富士川以東の地域)をめぐる、駿河今川・甲斐武田氏(山梨県)と相模北条氏(神奈川県)との間で「河東一乱」が発生

→「河東」は今川氏が治める地域に

永禄3年(1560)5月19日、尾張国知多郡桶狭間(愛知県豊明市)で発生した「桶狭間の戦い」で、今川義元が討ち取られる

→今川領国は動揺。氏真は立て直しを図るも、領国の西側である遠江・三河で離反者が出る。さらに武田氏が駿河を侵攻。富士宮地域は武田氏に支配されることに。

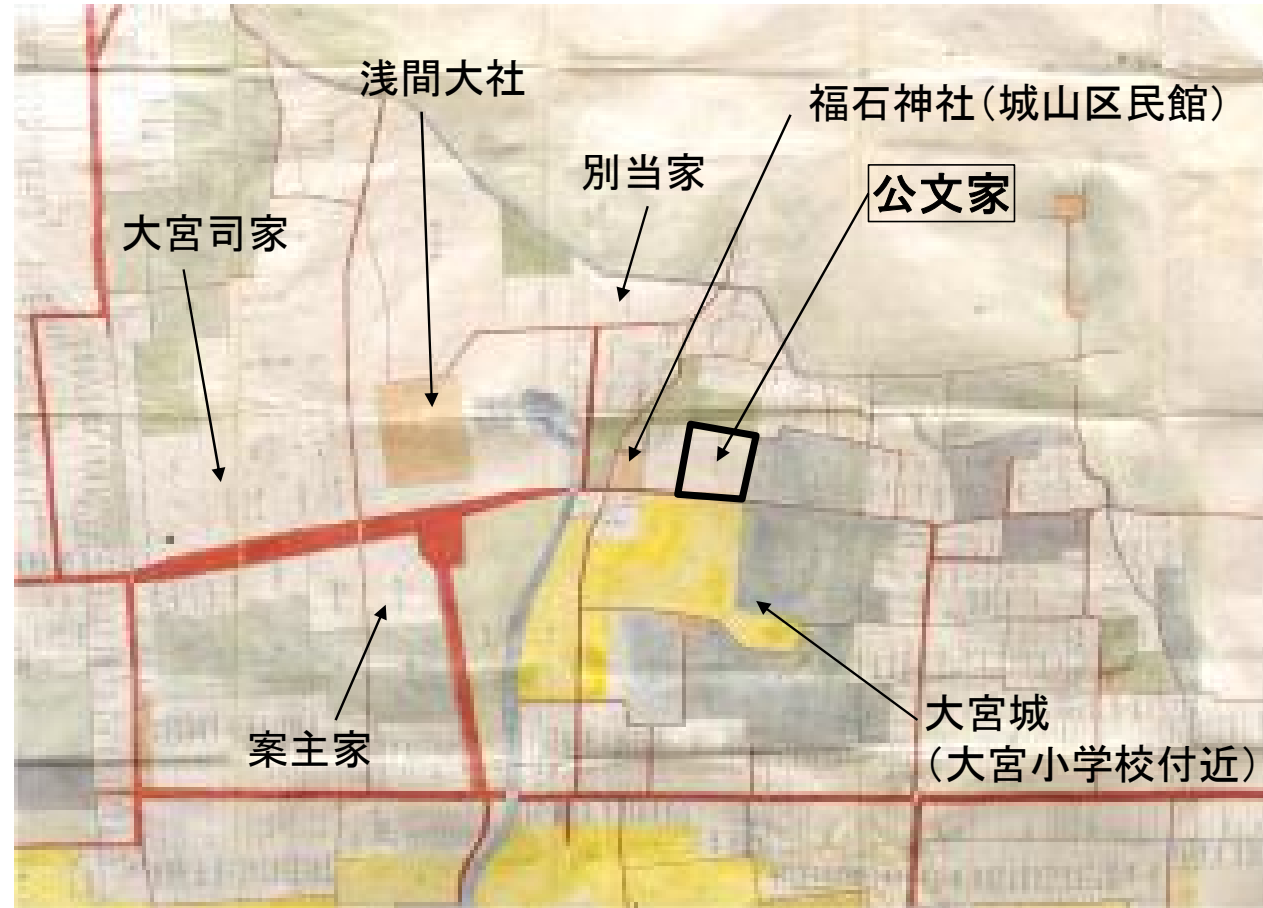
公文富士家文書とは？

江戸時代～明治時代初期まで浅間大社は、富士姓を持ち、神職の頂点たる「大宮司」とその下の「**公文**」「案主」、仏事を司る「別当」を中心に運営される。

その下には「宮仕」「鍵取」など、神社の雑務や祭祀の補助、社頭の警護などを担う下級の神職がいた。

それぞれの職は特定の家で継承されるため、家には職務を遂行するのに必要な記録や、やり取りの書類が残る

→**公文家に引き継がれたのが「公文富士家文書」**



静岡県管轄第廿六区 駿州富士郡大宮街戸籍絵図面
(明治時代頃、富士宮市立郷土資料館蔵)

「公文富士家文書」の発見とその価値

「公文富士家文書」は、大正・昭和時代における浅間大社の社史編纂事業や、1985年に開始した静岡県史編さん事業でも、調査・紹介。



しかし...

2020年4月に本格的に事業を開始した富士宮市史編纂事業の中で、過去の編纂事業の中で調査・紹介されていない史料が1,900点余り発見される。



所蔵者から借用した「公文富士家文書」(発見当時)

発見された史料(絵図)



文政3年(1820)「[絵図](潤井川川除普請絵図)」(公文富士家文書)

発見された史料(福石神社関係)

Handwritten text on a scroll, likely a historical document related to the shrine. The text is written in vertical columns from right to left.

一筆致啓上候
津中折橋益流按察元
長為成之在事也候
隨中申名代河内喜全喜納
住此三之り候事也
私居浦門詰寄
福石子育市大明神社
今、後再建仕候事
後田長今
大己貴尊
福石寺長眼今
右三由合殿勅清任
福石子育市大明神社
仰度事候、候、右在
合殿河神号、以、我、
事、始、上、
御中折橋 合意
事、始、上、
百之、取、控、上、
下、地、持、持、持、持、
事、始、上、
八月 富士長門
冷葉流、
Handwritten text on a scroll, likely a historical document related to the shrine. The text is written in vertical columns from right to left.

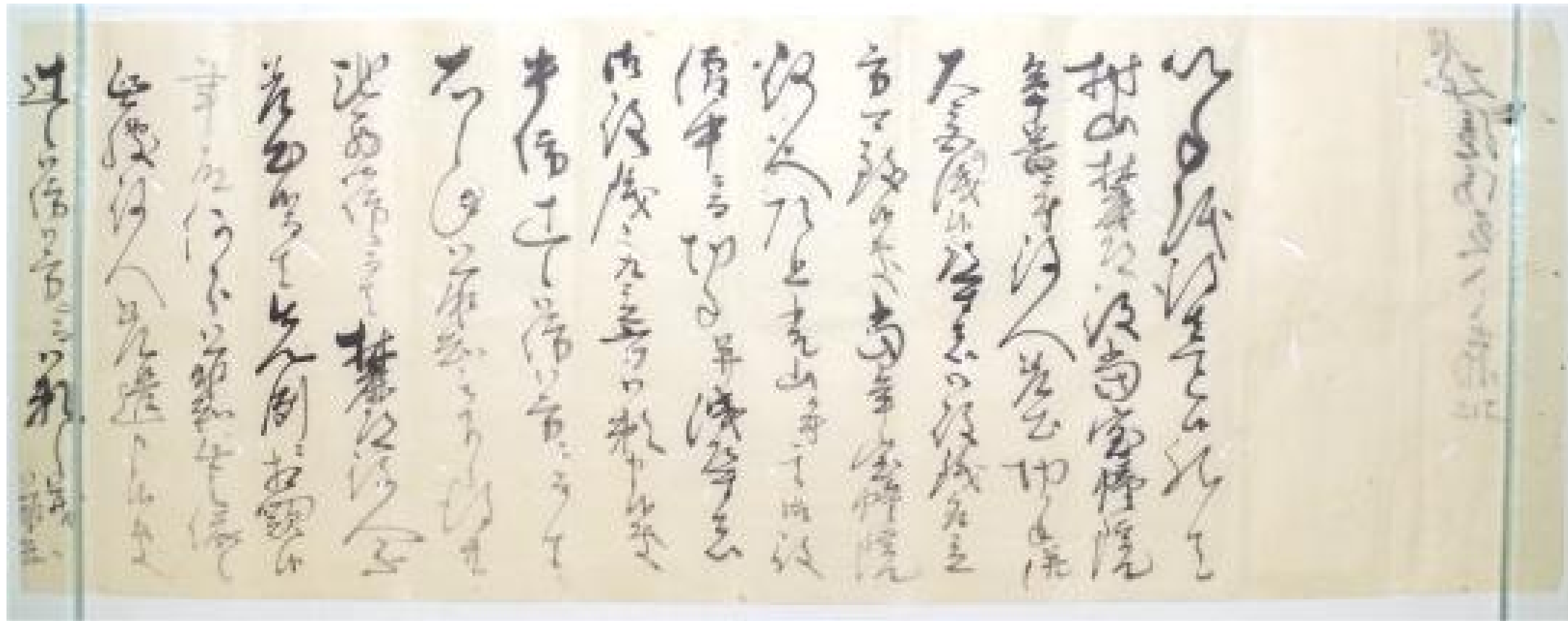
上:年未詳〔福石子育市大明神由来〕 下:年未詳「一筆致啓上候」(公文富士家文書)

発見された史料(領主としての神職たち)



[書簡](酒株内証にて引き上げにつき)(公文富士家文書)

発見された史料(富士登山関係)



年未詳7月「村山大鏡坊殿へ之書状扣」(公文富士家文書)

文書の形式

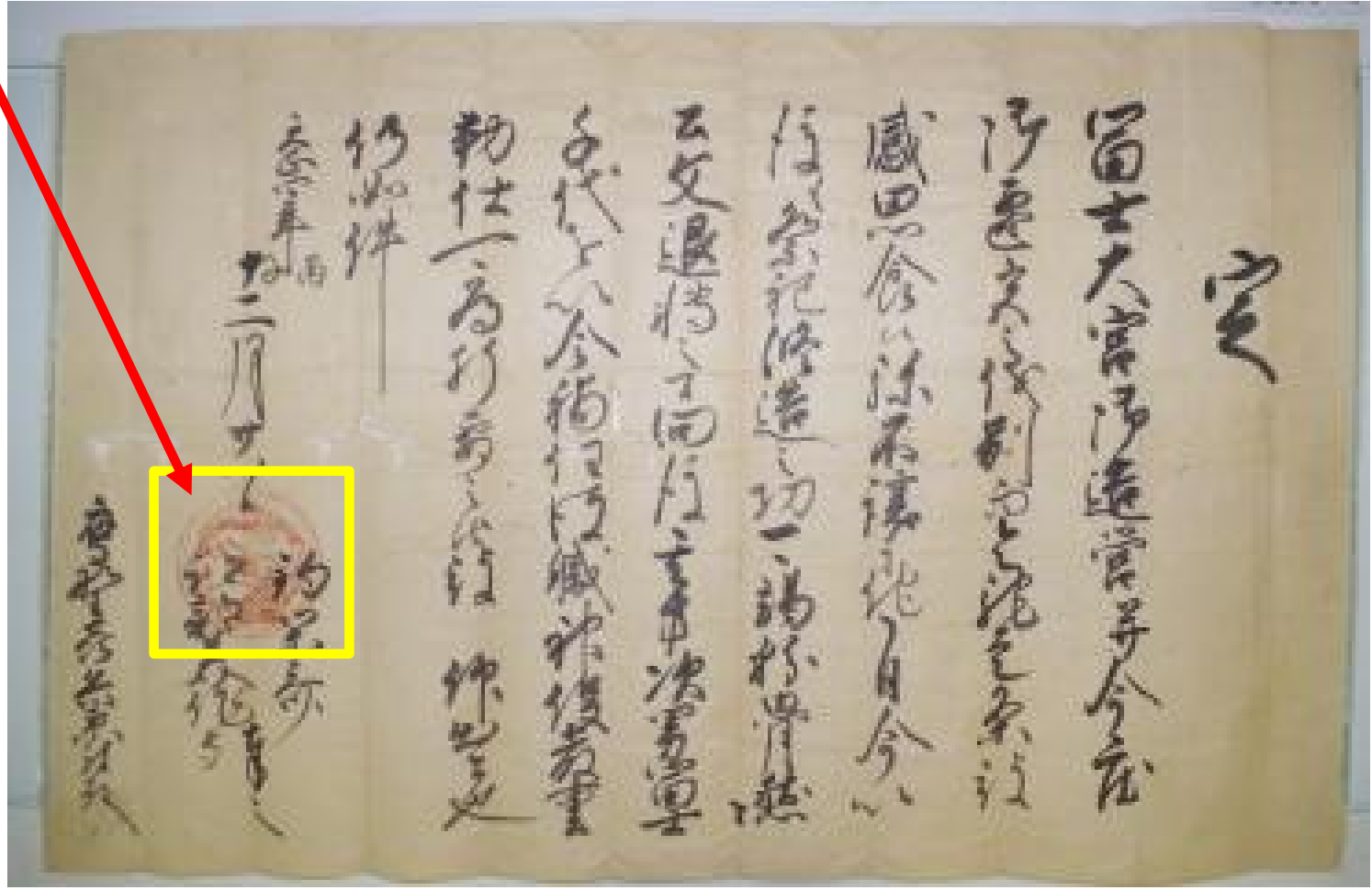
印判

花押(サイン)の代わりに印章を押している



龍朱印

武田信玄・勝頼の二代が使用した朱印



武田家朱印状

文書の構成

① 表題

文書の内容を端的にあらわしたもの。
省略されることもある。

② 作成年

文書が作成された年月日がわかるが、
具体的な年が書いていない場合もある。

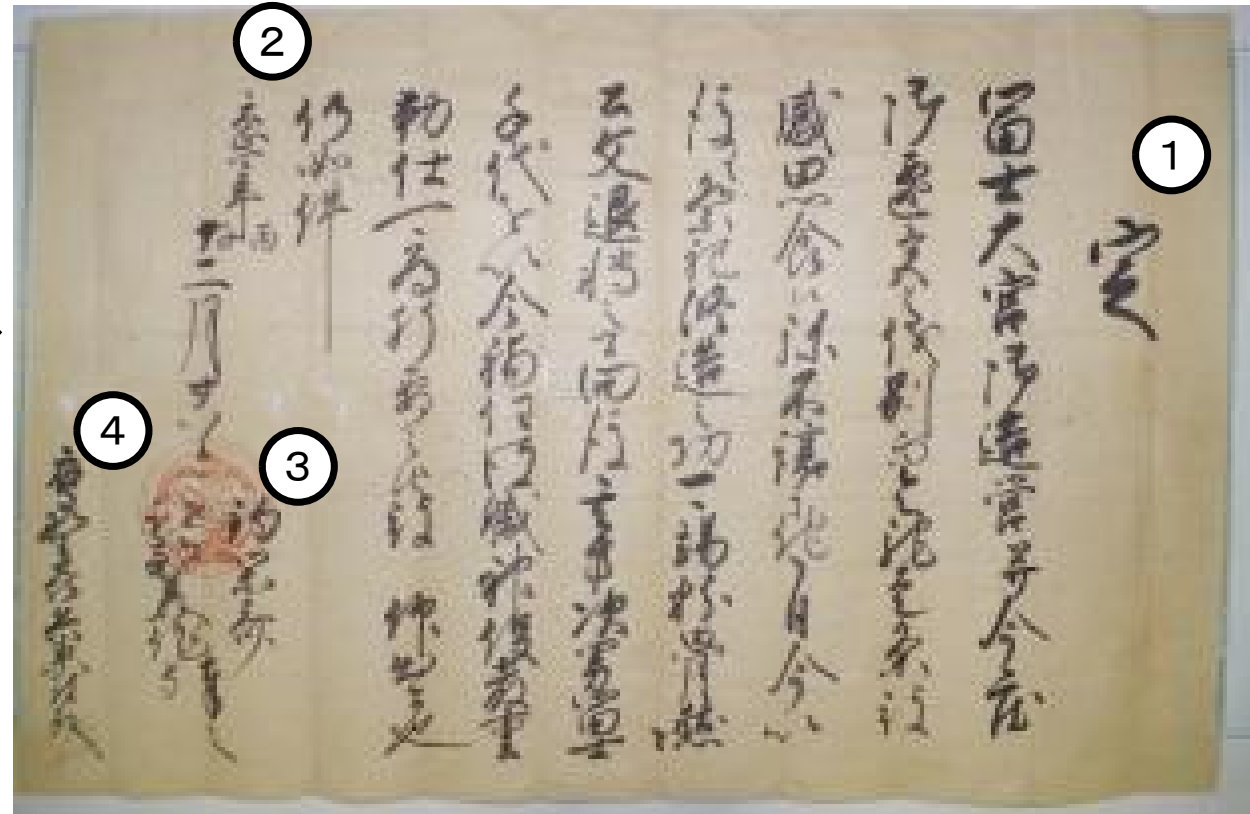
③ 差出

文書の発信者。
あるいは発信者の意志を受けて発信した人物。

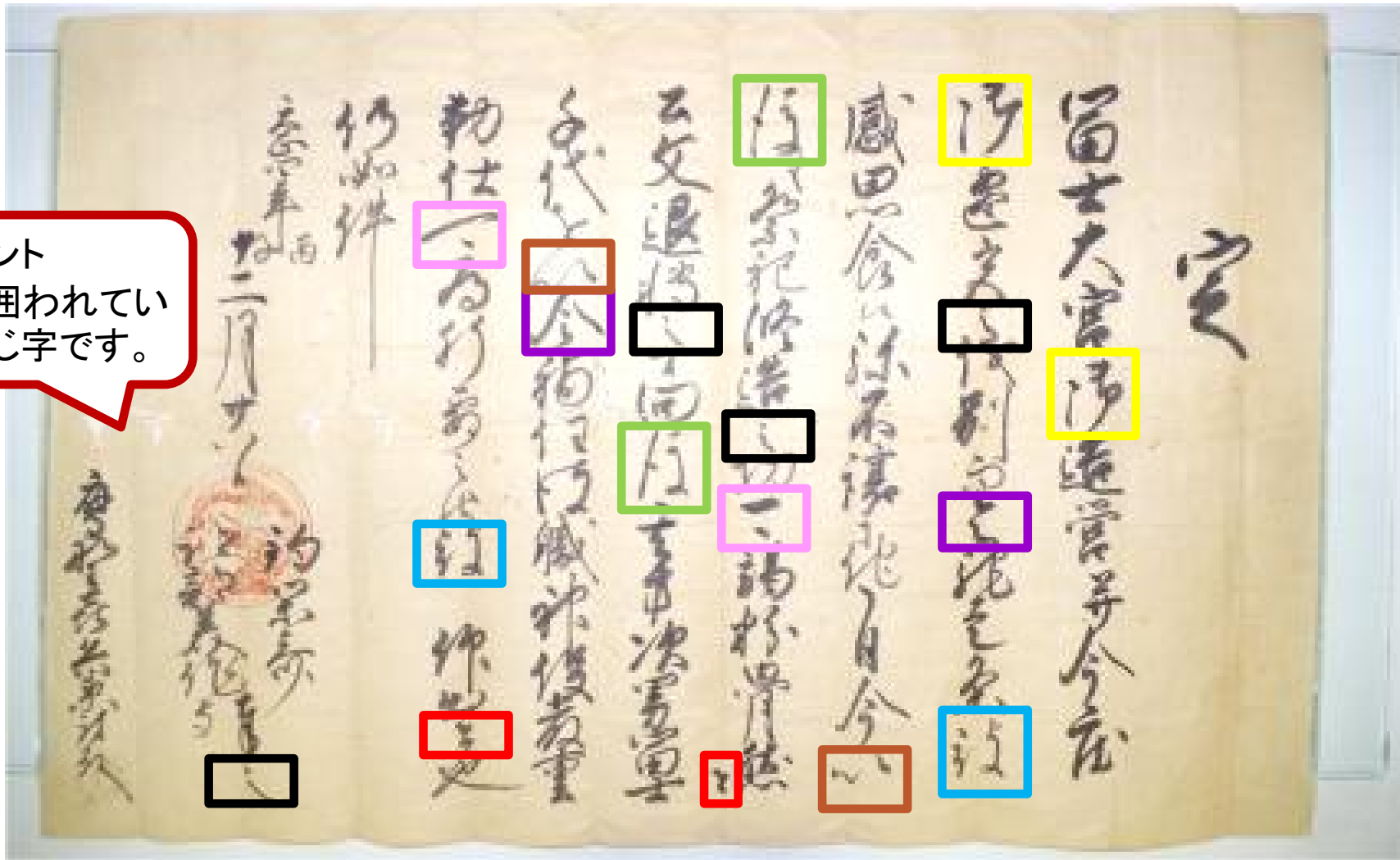
④ 宛所

文書の宛先。

書く場所に厳格な決まりがあり、自分より身分が高い人相手に発信する場合は年月日より上から書き始め、低い相手だと下から書き始める。



まずは読める字をワークシートに入れてみましょう



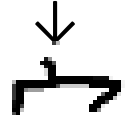
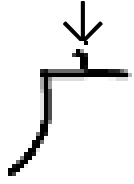
読解のヒント
同じ色で囲われている字は同じ字です。



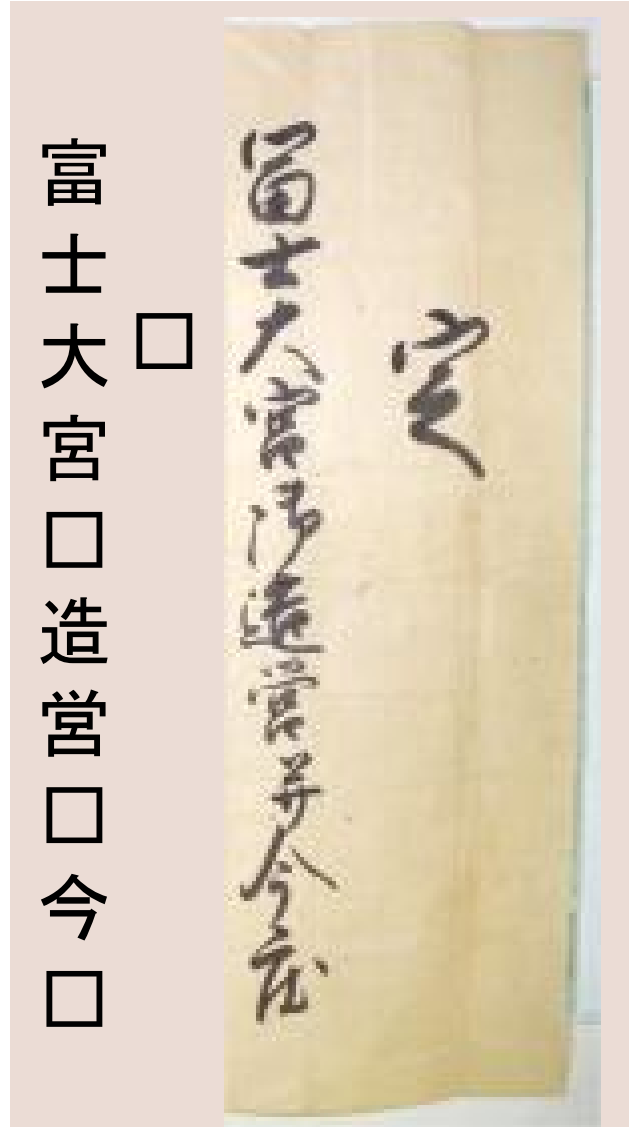
くずし字をどう読むか



○そのまま覚えたほうが良い字



○部首から推測



くずし字をどう読むか



○そのまま覚えたほうが良い字



○一部や全体の形から推測する字



↓
イ



↓
ウ



↓
エ



↓
ネ



↓
マ



↓
人

○部首から推測

御□□□□別□□□□条□



くずし字をどう読むか

○そのまま覚えたほうが良い字



○一部や全体の形から推測する字



↓
儀



↓
地

○部首から推測

感思食□□不□□□□今□



くずし字をどう読むか



○そのまま覚えたほうが良い字



↓ひらがな



↓右側が「犬」、
下が「灬」

○一部や全体の形から推測する字



↓ネネ



↓示



↓イ



↓米



↓立

○部首から推測

□ □ □ □ □ 修造之功 □ □ □ □ 骨 □ □ □

□文退□之□□後□□次男富士



○部首から推測



○一部や全体の形から推測する



○そのまま覚えたほうが良い字



くずし字をどう読むか

くずし字をどう読むか



↓「レ」の「コ」
「ウ」



↓右が「コ」、
左が「イ」(にんべん)?



○一部や全体の形から推測する字



↓ネネ



↓ネネ



↓イ



↓イ

○部首から推測

□代を以令□□□職□□□重



くずし字をどう読むか



↓上が「西」、下が「女」?



↓左の上部分が「廿」、
右に「カ」

○一部や全体の形から推測する



↓イ



↓月

○部首から推測

□仕可□□□之□被 □□者也



くずし字をどう読むか



↓左が「女」?

○一部や全体の形から推測する字

仍□件

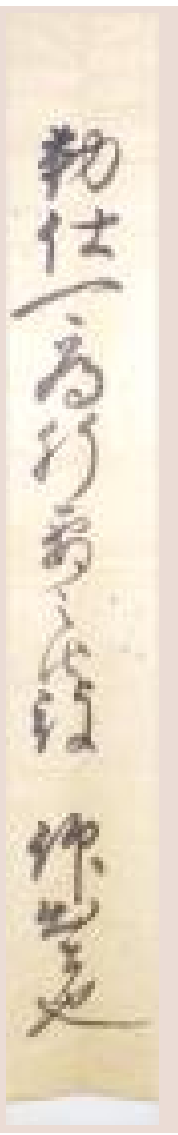


○そのまま覚えたほうが良い字



○一部や全体の形から推測する

勤仕可□肝要之□被 仰出者也



くずし字をどう読むか

○文脈から推測する字



○そのまま覚えたほうが良い字



○一部や全体の形から推測する



○部首から推測



↓
門



↓
金



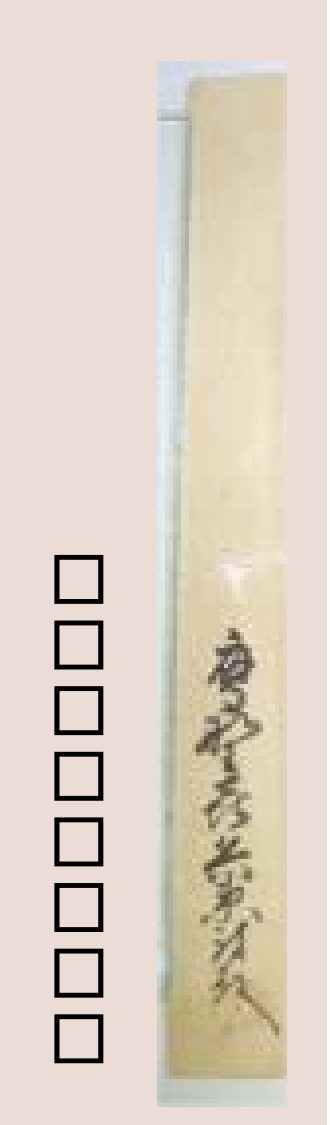
↓
心



↓
イ

天□□年 丙子 □□□
 十二月□八日 □□□
 □□□□□□ □之





○部首から推測



○一部や全体の形から推測する



○そのまま覚えたほうが良い字



○文脈から推測する字



○翻刻

定

富士大宮御造営并今度御遷宮之儀、別而令馳走条、被感思食候、弥不讓于他、自今以後も祭祀修造之功、可竭粉骨、然者公文退転之間、向後其方次男富士千代を以令補任彼職、神役嚴重勤仕可為肝要之由、被 仰出者也、仍如件、

天正四年丙子

十二月廿八日(竜朱印)

釣閑斎

奉之

跡部美作守

鷹野喜兵衛尉殿

○読み下し

定 さだめ

富士大宮御造営并今度御遷宮の儀、別して馳走せしむの条、感じ思しめされ候、弥他に譲らず、自今以後も祭祀修造の功、粉骨を竭くすべし、然らば公文退転の間、向後其方次男富士千代を以て彼の職に補任せしめ、神役嚴重勤仕肝要たるべきの由、仰せ出ださるるもの也、仍て件の如し、

翻刻・読み下し

○現代語訳

定め

富士大宮（浅間大社）の御造営と今度の御遷宮について、（鷹野が）とりわけて奔走なさったこと、（勝頼様は）感心なさっております。なおいつそう他に劣らないよう、今後も祭祀や修造の働きを、力の限り精一杯行いなさい。そうするならば、（浅間大社の）公文職が跡を継ぐ者がいない状態であるので、（勝頼様は）今後そなたの次男の富士千代を彼の職に任命し、（千代が）神役を嚴重に勤めることが肝要であると、仰っております。以上の通りである。

天正四年丙子 ひのえね

十二月廿八日（竜朱印）

ちようかんさい（ながさかみつかた）
釣閑斎（長坂光堅）

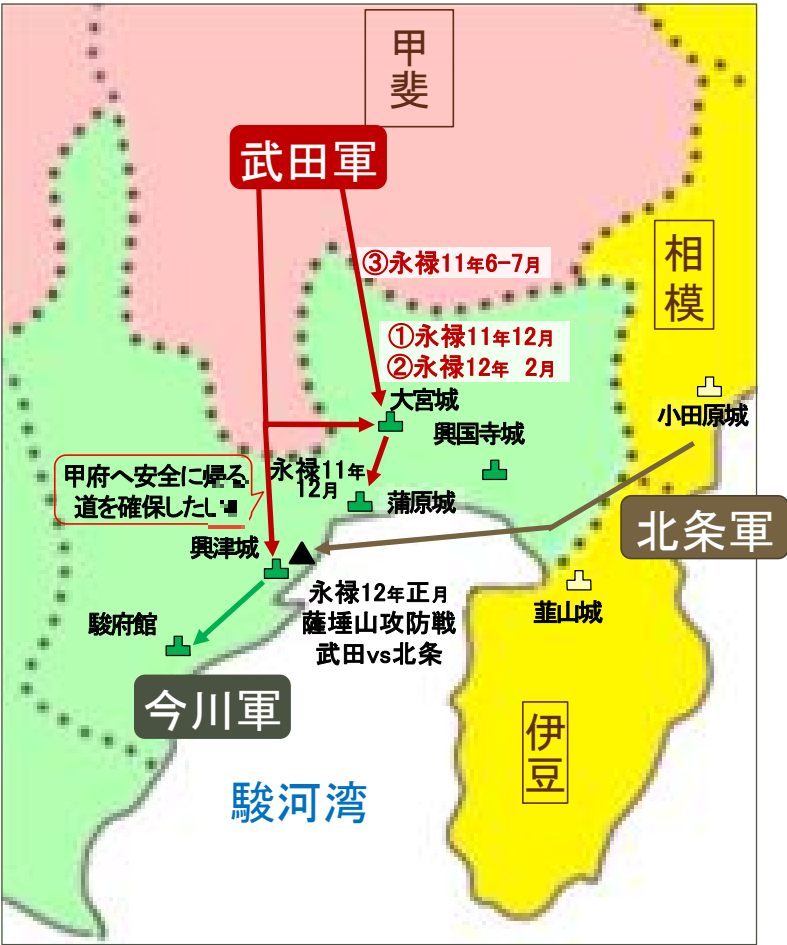
がこれを奉じます

あとべみまさかのかみ（あとべ かつただ）
跡部美作守（跡部勝忠）

たかの きへ えのじよつどの
鷹野喜兵衛尉殿

「武田家朱印状」発給の背景

武田氏の駿河侵攻



武田氏の駿河国侵攻と大宮城落城

(黒田基樹著『図説 戦国北条氏と合戦』(戎光祥出版、2018)を基に作成)

永禄11年(1568)12月

- ・6日 信玄、駿河侵攻→12日 駿府占拠
- ・13日 北条氏政、薩埵山到着
- ・武田軍、大宮城を攻撃。富士氏、籠城・抵抗
- 信玄、甲斐へ安全に帰る道を失う

永禄12年(1569)

- ・1月 氏政、信玄を薩埵山へ封じ込め
- ・2月 武田軍、大宮城を再度攻撃。富士氏、籠城・抵抗
- ・4月 信玄、決死の駿河脱出
- ・7月 信玄、大宮城を攻撃。大宮城開城、富士氏降伏
- ・12月 信玄、蒲原城を攻め落とし、薩埵山の砦を破る
- 北条方で信玄に抵抗していた富士氏、氏政から河津(伊豆)の地を与えられる。
- 信玄、駿府再占拠。花沢城(焼津)落城。
- 信玄、東部以外の駿河の大半を手中に収める

武田氏の富士氏の旧領支配



元龜元年(1570)

4月 信玄、大宮城に入る。また、浅間大社に北条氏滅亡を祈る

5月 信玄、大宮城を改修。

武田氏の譜代家老原昌胤が大宮城周辺の支配に関与(昌胤は大宮城代を務めたと考えられている)。

城代:新規占領地の城を拠点に、武田氏当主の意向・命令を下達したり、当主への上申窓口となることで、管轄地域内の支配を担う存在

武田氏の富士氏処分

武田信玄判物(『静岡県史』資料編八 中世四)

定

一其方末子可任 大宮司職之事

付、知行之儀者、存知之旨候間、相当ニ可宛行之事

一息蔵人兄弟へ於于駿府近辺可渡所領条、可被勤軍役

之事 付、来秋之事

一兵部少輔者祭例等之儀、無偽無用捨披露、蔵人兄弟

者軍忠無疎略者、別而可執立身上之事

元龜三壬申五月廿三日 信玄(花押)

富士兵部少輔殿(富士信忠)

同 蔵人殿(富士信通)

元龜2年(1571)

10月 今川氏真、富士信通に、先年の大宮城における戦功を賞し、暇乞いを認める
武田氏・北条氏、北条氏康の死をきっかけに同盟復活。武田氏、黄瀬川以西の駿河を掌握

元龜3年(1572)

4月 富士信忠、信玄のもとを訪れる
5月 信玄、信忠の末子に大宮司を継承させる
信忠に祭祀について偽りなく披露し、信忠の息子(信通)たちは、武田氏のために軍役を果たすように命じる。また、信忠を、大宮城の降伏交渉を担当した穴山信君が治める、駿河興津・穴原間に住ませることとする。

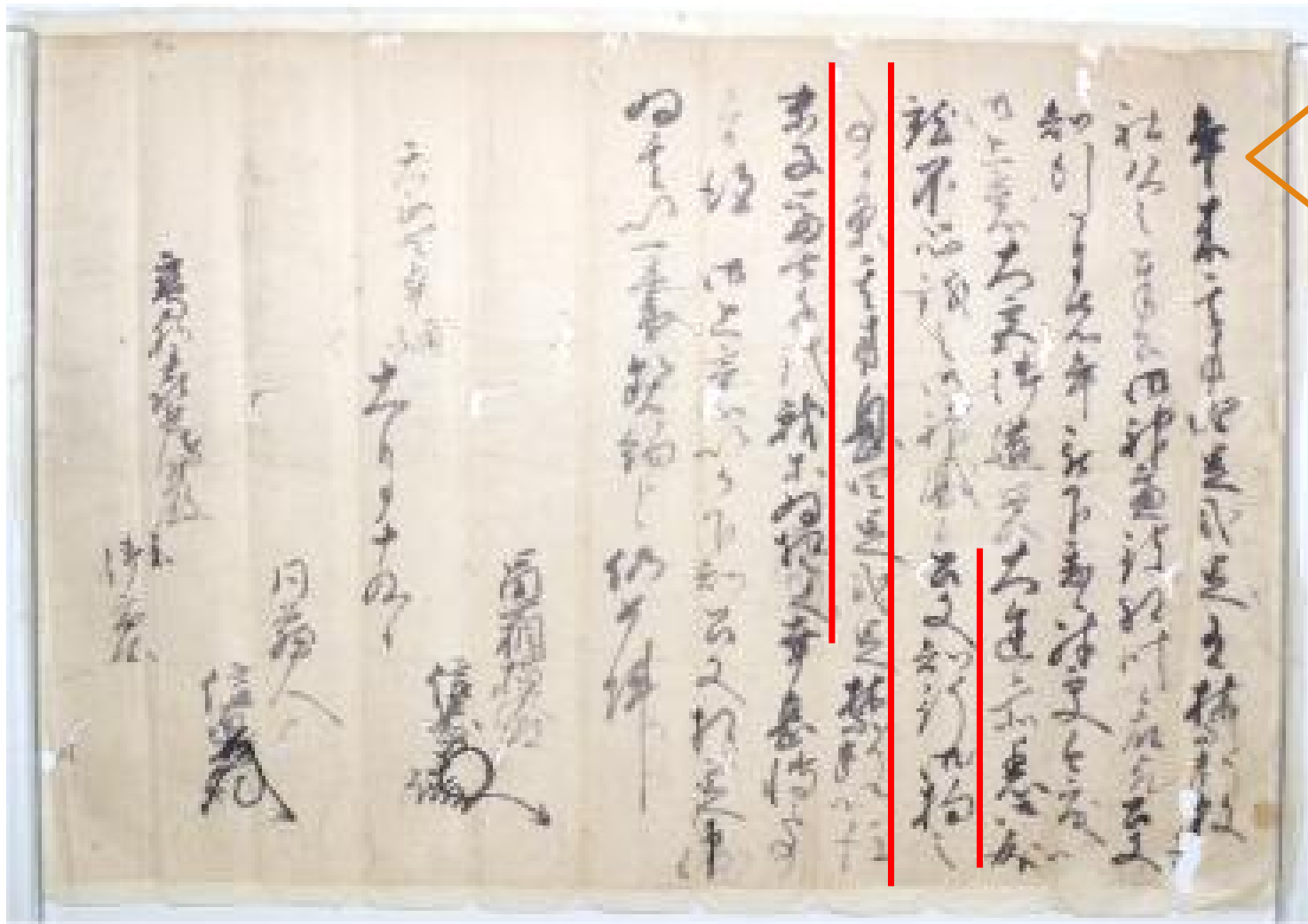
→元龜4年(1573)、富士信通は勝頼から戦功・忠節を評価され、領地を与えられる

武田氏と浅間大社・富士氏

年	月日	出来事
元亀3	5/	宝幢院をこれまで通り別当に任命し、また神職の相続人を定め、職に任命する→ 神社の再編
天正1	12/17	大禰宜に対し、これまで通り淀師郷から流鎚馬の費用の徴収するように命じる
	12/17	別当に大宮司領の一部を与え、さらに遠江で徳川方に勝利した際には、領地を寄進すると約束する
	12/17	神職たちに、鷹野徳繁と相談して祭礼に必要な米銭を徴収するよう命じる
天正2	11/30	神職の春長坊に対し、灯明料として駿河の曲金(静岡市)の地を寄進する
	12/20	春長の奉公を賞し、その子息与十郎を田所職に任じる
天正3	8/29	神職や瑞籬の内の宿場住民に、瑞籬の内外の清掃を命じる
天正4	3/26	鷹野に対し、浅間大社から献納される神宝などの代わりとして、祭礼料所の年貢を納めるよう命じる
	5/28	神職たちに神殿・幣殿の屋根葺きについて、遷宮までに終わるよう鷹野と相談・実施するよう命じる
	11/19	富士信忠・同信通、鷹野に末子富士千代が浅間大社公文職を継承することを認める
	12/26	春長に、浅間大社の四和尚職等を安堵し、下人家の諸役を免除する。
	12/28	鷹野の造営・遷宮の尽力を賞し、富士千代を公文職に任命する(今回の文書)
天正5	3/16	富士信通を大宮司に任命し、信通に与えていた領地を大宮司領とする
	5/21	「富士大宮神事帳」を作成する
	12/1	富士信通、富士浅間社大宮司の再興に尽力した鷹野に起請文を送り、以後の緊密な連携を約束する

天正3年5月21日
長篠の戦い

武田氏と大宮司富士氏



鷹野徳繁様が勝頼様から公文家の知行を与えられており、公文職の跡継ぎがない状況であるため、鷹野様の息子であり、信忠が末子に定めた「富士千代」に、公文職の継承を認めます。

※富士千代は3歳で信忠の養子になっている。

富士信忠同信通連署契約状
(公文富士家文書)